

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 416

平成19年4月23日(月曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

## 中小企業の労務管理を無料診断 RCSが注目を浴びる!

旧労働省が開発したことから労働省の英文字をとってRCSと略称される「社内コミュニケーション診断」(厚生労働省方式)の利用企業数が2万2000社を超えている。

診断内容は、主に労務管理改善を図る目的で、会社組織上の問題点を科学的、客観的に把握できるとされている。診断は無料で、約40問の簡便な質問項目に答え短時間(30分)で済む。

RCSは社員意識の全国水準を元に作られた「標準尺度」と照合して判断を下す。その効果は問題点指摘に納得性を持つ 参加意識を高める 経営者の改善意欲を向上 効率的経営に貢献 労使間コミュニケーションを円滑にする、など。診断結果で社会保険労務士による個別指導を受けることができる。

RCSがあらためて注目されるのは、中小企業の置かれている状況にかつてないほどの大きな変化が起こっているためと見られる。高学歴化、高齢化、女性社員増加、働き方の多様化などの労働環境の変化、国際化やFA化、IT化などの環境変化等、労務管理面への負荷は高まる一方で企業存続に危急の課題が山積する。

労務管理では何が、どの程度、社員間に問題となっているのか、具体的に把握することが欠かせない。経営者に改善意欲があっても、恣意的な一方通行の判断では対策に偏りが出てくる。したがってRCSのように科学性や客観性といった「健康診断」による第三者の目が必要となる。

税務会計

## 40年ぶりの大改正の減価償却制度 取得当初の償却費の額が大幅増加

2007年度税制改正の目玉であり、約40年ぶりの大改正となる減価償却制度抜本的見直しの詳細が、改正政省令で明らかになった。

それによると、2007年4月1日以降に取得する減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)及び残存価額(10%)を廃止し、1円(備忘価額)まで償却する制度となった。これに伴い、取得当初の償却費の額がこれまでよりも増加することになる。

改正後の減価償却資産は、定額法の場合、これまでは取得価額に0.9を乗じた額に定額法償却率を乗じていたが、今後は0.9を乗せずに取得価額そのものに定額法償却率を乗じて計算する。

また、定率法の場合は、これまでの定率法償却率を用いずに、250%定率法(定額法償却率を2.5倍した定率法償却率とする方法)が適用され、一定期間経過後以降、残存年数により均等償却へ切り替えて備忘価額まで償却できるようになる。

なお、2007年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度(年分)の翌事業年度(年分)以後5年間で1円まで均等償却できる。

また、この減価償却制度の改正は4月1日以後取得する資産から適用されるが、取得ではなく資産を事業として使用したときが基準となるため、3月31日に取得した資産でも、事業に供用したのが4月1日以降であれば、新制度が適用されるので注意が必要だ。

今週のキーワード

社内コミュニケーション診断

RCSは、製造業等で従業員300人以下、卸・小売業、サービス業で100人以下が対象。方法は申込み後、社員全員でマークシート・自由意見記入票に記入・回収後、調査員がウォッチング調査(会社訪問)し分析・報告(約1か月後)の流れ。診断結果は小売業の場合、経営方針・指揮命令系統・労働条件等5分野10領域に分類(産業毎に分野は異なる)し、コンピュータ集計は全体診断図・カルテを出す。申込み等は都道府県庁や労政事務所など。2~3年後の再診断も可能。